

第15回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年11月18日
 告示番号 第12号
 会議年月日 令和4年11月24日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 査 千葉 久和

本日の案件 第15回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午前9時03分

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の出席委員は19名であります。 定足数に達しておりますので、第15回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、4番 小澤 仁 委員、10番 佐藤 和幸 委員、21番 畠山 潔 委員、23番 鈴木 勝 委員、24番 鈴木 弘也 委員より欠席の届け出がありました。</p> |
| 議 長 | <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> |
| 議 長 | <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に7番 佐藤 想司 委員、8番 千田 幹雄 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主査を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>審議に入ります。 「報告第32号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> |
| 局 長 | <p>事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第32号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> |

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第24号までの24件、24名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年11月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第32号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第32号の質疑を終わります。

次に、「報告第33号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9ページをお開き願います。

報告第33号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件4筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

議 長
議 長
議 長
局 長

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、4件とも耕作の利便性を図るための盛土・切土となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第33号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第33号の質疑を終わります。

次に、「議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

10ページをご覧ください。

議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請3件です。

第1号については、貸付人が高齢のため労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの3年1ヶ月間となっております。

第2号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人が高齢であることから、農業後継者である譲受人が贈与により取得しようとするものです。

11ページから12ページをご覧ください。

第3号については、貸付人と借受人は親子関係にあり、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、農業後継者である借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年11月24日までの10年間となっております。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため贈与により取得しようとするものです。

13ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請2件です。

第6号については、譲渡人と譲受人は兄と弟の関係であり、譲

受人が特定遺贈により農地を取得しようとするものです。

譲受人は農家ではありませんが、大根、玉ねぎ、じゃがいも等の作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第7号については、貸付人が高齢のため労力不足の状態にあることから、新たに耕作するため借受人が使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年11月30日までの3年間となっております。

14ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第8号については、譲渡人が転居により管理困難の状態にあることから、譲受人が宅地や雑種地、建物等と一体で管理し、新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地等、建物を含め記載のとおりとなっております。

譲受人は農家ではありませんが、大根、カボチャ、キャベツ等の作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第9号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上9件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第100号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条の現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和4年11月11日、金曜日、午前9時から行っております。

現地調査員は、農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事です。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

6 番
菅原 吉昭 委員

議 長

16番
及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。
現地調査日、令和4年11月11日、金曜日、午前9時半より、現地調査員は、農業委員、私 及川、農地利用最適化推進委員、千葉委員、磯田委員、支所職員 千葉産業建設課主査です。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

8番
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年11月11日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員は、農業委員、私 千田、農地利用最適化推進委員、千葉委員、渡邊委員、支所職員、小山産業建設課主査です。

報告内容、第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域担当委員の方、報告をお願いします。

7番
佐藤 想司 委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年11月14日、金曜日、午前9時より現地調査員は、農業委員 私 佐藤、鈴木委員、農地利用最適化推進委員は千葉委員、渡辺委員、支所職員 加藤産業建設課補佐です。

報告内容、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

18番
佐々木 栄一 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年11月11日、金曜日、午後1時より行いました。

現地調査員、農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員、

伊藤委員、佐藤委員、支所職員、阿部産業建設課主事です。

報告内容、第8号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第100号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主 査

15ページをお開き願います。

議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請2件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自宅用ストーブに使用するための薪割り場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、一関市役所千厩支所から概ね500m以内に存在する農地であるため、第2種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第4号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第5号は、譲受人が自宅進入路として利用するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、JR新月駅から概ね500m以内に存在する農地であるため、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第101号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

6番
菅原 吉昭 委員

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域、農地法第5条の現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR山ノ目駅から南に約490mの位置にあり、周囲は北側が市道、東、南及び西側が宅地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第2号、申請地は、一関インターチェンジから西に約3.1kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が宅地、南側が農地となっております。

申請人が薪割場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

議 長

以上です。

ありがとうございました。

8番
千田 幹雄 委員

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法5条現地調査報告を行います。
現地調査日、現地調査員につきましては農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、千厩支所から北東に約540mに位置し、周囲は北、東及び西側が宅地、南側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、東山地域担当委員の方、報告をお願いします。

7番
佐藤 想司 委員

東山地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員等は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、東山支所から西に約590mの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地及び雑種地、南及び西側が県道となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることか、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、室根地域担当委員の方、報告をお願いします。

12番
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年11月11日、金曜日、午前10時15分より行いました。

現地調査員は、農業委員、千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員、小松委員、支所職員は小原産業建設課主任技師です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、JR新月駅から西に約540mの位置にあり、周囲は北側及び東側は道、西側は田、現況は宅地、南側は宅地となっております。

申請人が既に自宅進入路として利用しており、排水は雨水のみ

議 長

であることから、周辺農地には影響はないものと思われ
ます。
以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたし
ます。

「議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願
います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第101号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第102号 一関市農用地利用集積計画の決定
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主 査

17ページをお開き願います。

議案第102号 一関市農用地利用集積計画の決定について、
内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化
促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるもので
す。

18ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が4件、所有権移転が7
件、農地中間管理機構との貸借で、集団案件一括方式が7
件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号は、一関地域に係る申
請で

第2号は、花泉地域に係る申請です。

第3号は、東山地域に係る申請です。

19ページをお開き願います。

第4号は、藤沢地域に係る申請です。

20ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号から21ページ、第4号
までの4件は、花泉地域に係る申請です。

第5号から22ページ、第7号までの3件は、藤沢地域に
係る申請です。

23ページをお開き願います。

議長

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。第1号から第6号までの6件は、一関地域に係る申請です。第7号は、花泉地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第102号」の説明を終わります。

なお、[貸借権設定]第4号および[所有権設定]第5号について、9番 畠山 信吾 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

3番
佐藤 喜明 委員

農地中間管理事業関係の7番の京極さんのものは、所有者と耕作者の名前が一緒なのは、どのようなことですか。

これは中間管理機構をとおした。

局長

確認をさせていただきます。

ちょっと確認いたしますので。

議長

確認するというので、よろしいでしょうか。

20番
遠藤 勝幸 委員

23ページの番号1番のところですが、利用権を設定する者と受ける者、同一者であるのですが、貸借権が発生しているというのはなんか不自然に思うのですが、どうしてなのでしょうかといいことです

局長

これもちょっと確認させていただいてから回答します。

11番
山本 佳範 委員

今のところですが、私は営農組合の事務局長をやったことがあります、その関係で申し上げますと、中間管理機構に全ての農地を一旦貸付けしますよね。

それで耕作するところをまた借りるということで、同じ利用権設定です。

ですから、例えばこの方は8,000円となっておりますけれども、8,000円で貸して8,000円で借りるという形なので、差し引き、実際の金のやり取りは発生しません。

実際に自分の持っている者も全部一旦、中間管理機構に貸付けます。それをまた借りるということになるので、こういうことはあり得ます。

誰のかわからないで借りている場合が多いんですけども、たまたま自分のところ借りるというケースもあります。

議 長
11番
山本 佳範 委員
局 長

そういうことだと思います。
ありがとうございました。
中間管理機構を通せば、そういうことはあり得ます。

3番
佐藤 喜明 委員
議 長

7番の京極さんについても同じ内容でございますので、ご了解いただけますでしょうか。

わかりました、理解しました。

20番
遠藤 勝幸 委員

佐藤委員、了解ですね。
遠藤委員も了解ですね。

了解は了解なんですけれども、そのとおりだと思います。
それは理解していました。

なぜ質問したかということ、手数料が発生するんですよ、中間管理機構を通すと、1%か幾らか。

だから、使用貸借でよかったのではないかというふうに思ったということでした。

以上。

議 長
11番
山本 佳範 委員

そのほかございませんか。

改めて申し上げますけれども、中間管理機構が手数料を取るとするのは、中間管理機構ではそのように言っています。

第1地区ではまだ払っていない、ほかをやっているの、あなたのところも今度は払えよという話は来ていますけれども、正式には、今のところはまだ発生していない状況なんですね。

いずれは払わざるを得ないのかなというのはありますけれども、今、更新の際に、例えば相続して名義が変わりましたということ、中間管理機構と契約し直すんですけれども、その際の手数料もと言われていています。

今のところは発生していないようなんですけれども、これからは確実に1%なり貸す方と借りる方と両方から徴収するようなことになりそうです。

今のところはないということです。

議 長

ありがとうございました。

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第102号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を[貸借権設定]第4号及び[所有権設定]第5号を除き可と決する

| | | |
|---|---|--|
| | | 方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 |
| | | よって、「議案第102号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔貸借権設定〕第4号及び〔所有権設定〕第5号を除き可と決めます。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第102号」〔貸借権設定〕第4号及び〔所有権設定〕第5号について審議いたします。 |
| | | 畠山 信吾 委員は退室願います。 |
| | | (午前9時39分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 |
| | | 「議案第102号」〔貸借権設定〕第4号及び〔所有権設定〕第5号を可と決める方は挙手願います。 |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場です。 |
| | | よって、「議案第102号」〔貸借権設定〕第4号及び〔所有権設定〕第5号を可と決めます。 |
| | | 畠山 信吾 委員は入室願います。 |
| | | (午前9時40分 入室) |
| 議 | 長 | 畠山 信吾 委員に申し上げます。 |
| | | 「議案第102号」〔貸借権設定〕第4号及び〔所有権設定〕第5号は可と決しました。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。 |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 主 | 査 | 24ページをお開き願います。 |
| | | 議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 |
| | | 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 |
| | | 本議案に係る申請は2件で、千厩地域1件、藤沢地域1件です。 |
| | | いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過してお |

議 長

8番
千田 幹雄 委員

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

議 長

議 長

り、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第103号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員につきましては農地法第3条、第5条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR小梨駅から南東に約4.8kmの位置にあり、周囲は北及び西側が宅地、東側が農地、南側が市道となっております。

昭和62年から隣家住宅の進入路として使用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、藤沢支所から南に約900mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が山林及び雑種地、南側が公衆用道路、西側が農地となっている。

昭和59年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われています。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第103号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第15回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前9時46分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員